

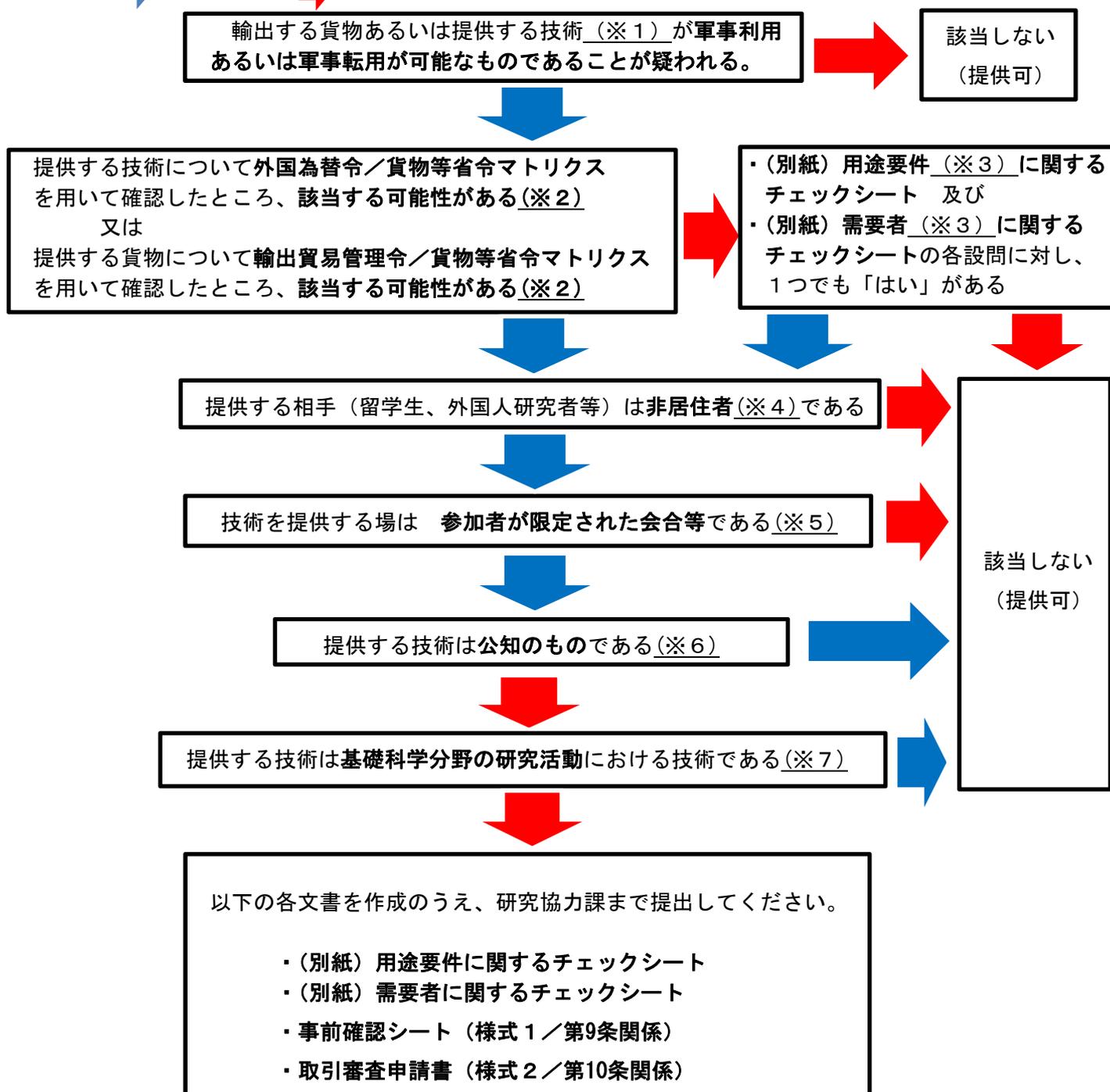
(第9条関係)

自己判定チェックシート（貨物又は技術の提供を伴う留学生、外国人研究者等の受け入れ）

このチェックは、留学生、外国人研究者等を受け入れるにあたり、**軍事利用又は軍事転用が可能な貨物あるいは技術を提供する**以下のような場合が生じた際に行っていただくものです。

- ・ 留学生に対する教育研究を通じて軍事利用又は軍事転用が可能な装置・試料等の物品（貨物）又は技術を提供する。
- ・ 外国人研究者を受け入れ、共同研究等を通じて軍事利用又は軍事転用が可能な装置・試料等の物品（貨物）又は技術を提供する。
- ・ 外国人研究者等を一時的訪問者として受け入れ、研究打合せや施設見学等を通じて軍事利用又は軍事転用が可能な技術を提供する。

➡ : YES ➡ : NO



(第9条関係) (別紙) 用途要件に関するチェックシート

貨物等の提供先となる相手先機関における当該貨物等の用途について、相手先から入手したパンフレットや最終製品のカタログ、契約書や確認文書、先方のHP等から得られた情報を基に、以下の用途に用いられる又は用いられる恐れがあるか否かをご確認願います（どちらかに○を付してください）。

なお、用途要件の確認は必ず最終的な需要者（エンドユーザー）に対して行って下さい。

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
300km 以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
300km 以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
別 表 行 為	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	②核融合に関する研究	はい・いいえ
	③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④重水の製造	はい・いいえ
	⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 b ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 c 宇宙に関する研究	はい・いいえ
輸出令別表第3の2地域（国連安保理決議において武器禁輸等に関する制裁措置の決議が採択された地域）向けの場合で通常兵器〔輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）〕の開発、製造又は使用 (※) 別表一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾 二 産業用の発破器 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品		はい・いいえ

(第9条関係) (別紙) 需要者に関するチェックシート

貨物等の提供先となる相手先（需要者）に関して確認願います（どちらかに○を付してください）。
なお、必ず最終的な需要者（エンドユーザー）について確認してください。

(1) 外国ユーザーリストに関する確認（どちらかに○を付してください）

需要者が外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

*** 外国ユーザーリスト**

経済産業省が大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し、公表しているリスト。
掲載されている組織等に輸出等を行う際には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となります。

経済産業省 HP <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>
「外国ユーザーリストについて」により、最新のリストにて確認してください。

(2) 需要者に関する確認

需要者が、以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことがあったかについて、契約書、先方のHP、カタログもしくは入手した文書・記録媒体等に記載・記録されているか等ご確認願います（どちらかに○を付してください）。

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km 以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km 以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ

補足説明（注釈等について）

※ 1）軍事利用あるいは軍事転用が可能な技術

安全保障輸出管理における「軍事利用あるいは軍事転用が可能な貨物・技術」は基本的に化学物質の生成、先端素材の開発や性能強化に関する研究、機械の性能向上など自然科学・工学系の研究に由来するものづくり等の技術が対象となります。

安全保障に関わる研究には、例えば「言語教育」や「翻訳」などの技術や、あるいは「地域紛争」「民族問題」などの研究課題もありますが、これらはいわゆる外為法における規制対象には該当しません。

※ 2）関係する法令に基づく貨物・技術の確認

大量破壊兵器の等の拡散防止、通常兵器の過剰な蓄積を防止し、国際的な平和と安全を維持するため、国際条約や国際的な輸出管理の枠組みに基づき、各国が輸出の管理・制限を行っています。

我が国では外国為替及び外国貿易法（外為法）を定め、貨物の輸出については輸出貿易管理令（輸出令）にて、技術の提供については外国為替令（外為令）にて、規制品目や技術の内容を規定し、更に具体的な規制値や詳細な仕様（スペック）等を貨物等省令（輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令）や通達等で規定しています。

輸出の対象となる貨物、技術が「輸出令別表・第1」の1～15項、又は「外為令・別表」の1～15項に該当し、かつ「貨物等省令」に規定された仕様（スペック）に該当する場合には、経済産業大臣の許可が必要となります（この制度を「リスト規制」と呼びます）。

以上に基づき、当該貨物又は技術がリスト規制に該当するか否かを確認します。

確認にあたっては、経済産業省 HP https://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.htmlにて、最新のリストを参照してください。同リストには、品目ごとに輸出令、外為令、貨物等省令、解釈が記載されており、輸出する貨物又は提供する技術の詳細な仕様をこのリストの定義に照らし、該当するか否かを確認します。

どのような物や技術がリスト規制の対象とされているか、以下に例示します（技術については、規制対象に掲げられた物を製造、使用するための技術、あるいは規制の性能水準を維持・超過するための技術が概ね対象となります）。

項 番	項 目	
1	武器	銃砲、火薬、軍用細菌製剤、防弾衣、兵器製造機械装置等
2	原子力	核燃料物質、原子炉、人造黒鉛、レーザー発振器、直流電源装置等
3の1	化学兵器	毒性物質、毒性物質の原料、化学製剤用製造機械装置等
3の2	生物兵器	細菌製剤の原料、細菌製剤用製造装置等
4	ミサイル	ロケット、無人航空機に使用できる集積回路、加速度計、風洞、振動試験装置等
5	先端材料	フッ素化合物製品、超電導材料、セラミック複合材料等
6	材料加工	数値制御工作機械、コーティング装置、ロボット、測定装置等
7	エレクトロニクス	集積回路、高電圧用コンデンサ、光変調器、半導体基板、レジスト等
8	電子計算機	高性能電子計算機
9	通信	電子交換装置、監視用方向探知機、暗号装置等
10	センサー等	センサー用光ファイバー、光学機器、レーダー、光反射率測定装置等
11	航法装置	加速度計、ジャイロスコープ、慣性航法装置、水中ソナー航法装置等
12	海洋関連	潜水艇、水中ロボット、回流水槽、浮力材、妨害用水中音響装置等
13	推進装置	ガスタービンエンジン、人工衛星、無人航空機等
14	その他	粉末状の金属燃料、ディーゼルエンジン、電気制動シャッター等
15	機微品目	電波の吸収剤、水中探査装置、複合サイクルエンジン等

※3) 用途と需要者

リスト規制以外のものであっても、輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が大量破壊兵器等の開発、製造、使用、貯蔵や通常兵器の開発、製造、使用等に用いられる恐れがあることを、輸出する者が知った場合、又は経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知（インフォーム）を受けた場合には、経済産業大臣の許可が必要となります（この制度を「キャッチオール規制」と呼びます）。

キャッチオール規制の場合、「何を、誰に、どのような目的で輸出又は技術提供するのか」が判断の観点となります。そのため、輸出又は技術提供先となる相手方（企業、研究機関等）に関する情報を2つのチェックシートにて確認していただきます。

キャッチオール規制は食品と木材を除くほぼすべてが規制の対象であり、輸出令別表第3の地域以外の地域への貨物の輸出、技術の提供が対象となります。

※4) 居住者、非居住者の判断

「居住者」は以下の場合が該当します。

- 日本人の場合
 1. 我が国に居住する者
 2. 日本の在外公館に勤務する者
- 外国人の場合
 1. 我が国にある事務所に勤務する者
 2. 我が国に入国後 6か月以上経過している者
- 法人等の場合
 1. 我が国にある日本法人等
 2. 外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所
 3. 日本の在外公館

「非居住者」は以下の場合が該当します。

- 日本人の場合
 1. 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
 2. 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
 3. 出国後外国に2年以上滞在している者
 4. 上記 1から3に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6か月未満の者
- 外国人の場合
 1. 外国に居住する者
 2. 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
 3. 外交官又は領事館及びこれらの随員又は使用人
(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る)
- 法人等の場合
 1. 外国にある外国法人等
 2. 日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
 3. 我が国にある外国政府の公館及び国際機関
- その他
 1. 合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

※5) 国内における技術の提供

一時的な訪問者として外国人研究者等を受け入れ、技術を提供するにあたり、提供する対象者を限定する場合には、予め規制対象の技術であるか否かを確認する必要があります。

なお、提供する技術が公知である場合又は一般への公開を前提としている提供についてはこの限りではありません（次項 ※6）を参照）。

※6) 公知の技術とは、以下のように不特定多数の者が任意に入手することが可能であるものを指し、これらに該当する貨物、技術については規制対象とはなりません。

- 新聞、書籍、カタログ、インターネット等により不特定多数の者に対して公開されている技術等
- 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウム等を通じて不特定多数の者が入手可能な技術等
- 予め設定された施設見学コース、展示会、講演会において不特定多数の者が入手、閲覧、聴講可能な技術等

また、海外の学会で研究成果を発表する等、当該技術等を不特定多数の者に公開すること（入手あるいは閲覧することが可能となる）を前提とする提供は、「公知にするための技術の提供」に該当するので、規制対象とはなりません。

※7) 基礎科学分野の研究活動

基礎科学分野の研究活動は、以下のような研究を指します。

- 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、
- 理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの

しかしながら、宇宙の生成過程の研究のような自然科学分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合にはリスト規制等に該当する可能性もあるので注意が必要です。